五七　輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等の一部を改正する件　九80三九

五八　輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件　九80四〇

五九　貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する件　九80四〇

六〇　外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件　九80四四

六一　輸出貿易管理令第四条第二項第四号の規定に基づく一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件　九80四四

六二　輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件　九80四四

六三　貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項の一部を改正する件　九80四五

六四　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件　一〇四

六五　登録免許税法別表第一第百四号（一）から（九）までに掲げる登録及び許可に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限及び書類の一部を改正する告示　一〇81三

六六　輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件の一部を改正する件　一一82二

六七　輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件の一部を改正する件　一一82二

六八　輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件の一部を改正する件　一一82二

六九　輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件の一部を改正する件　一一82二

七〇　外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件　一一82二

七一　外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入の一部を改正する件　一一82二

七二　電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録の更新をした件　一五四

七三　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件　二五三

七四　消費生活用製品安全法第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件　二八二

七五　電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録の更新をした件　三〇六

七六　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件の一部を改正する件　三〇六

○特　許　庁

七七　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件　一七

七八　特定登録調査機関の先行技術調査業務を一部休止する件　一八

○国土交通省

二六五　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第三項第二号及び第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を指定する件　一八

二六六　水先人に免許を与えた件　一八

二六七　砂防法第二条の土地を指定する件　一八

二六八　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　一九

二六九　下水道処理施設維持管理業者登録規程の一部を改正する告示　一73七七

二七〇　不動産投資顧問業登録規程の一部を改正する件　一73七九

二七一　海岸法の規定に基づき海岸保全施設に関する直轄工事を施行する件　一特10二〇八